

第13期 定時株主総会招集ご通知

決議事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

議決権行使期限

2023年11月24日（金曜日）午後6時まで

日時

2023年11月27日（月曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル地下1階
「アイリス/カメラア」宴会場
（前回と会場が異なっております）

株主各位

証券コード 3647
(発送日) 2023年11月10日
(電子提供措置の開始日) 2023年11月2日

東京都品川区東品川二丁目3番14号
株式会社ジー・スリーホールディングス
代表取締役 笠原 弘和

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.g3holdings.com/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「株主総会関連」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3647/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ジー・スリーホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3647」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、書面又はインターネットにより議決権を行使される場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2023年11月24日（金曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年11月27日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都品川区北品川四丁目7番36号 東京マリオットホテル地下1階 「アイリス/カメラ」宴会場 （会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第13期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第13期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
4 議決権の行使等についてのご案内	3頁～4頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。
5 電子提供措置事項に関する事項	（1）電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただきました株主様に対して交付する書面に記載しておりません。従って書面交付請求をいただきました株主様に対して交付する書面は、会計監査報告及び監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした対象書類の一部であります。 ①連結注記表 ②個別注記表 （2）ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2023年11月27日(月曜日)
午前10時(受付開始9時30分)



書面で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年11月24日(金曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使
期限

2023年11月24日(金曜日)
午後6時完了分まで

書面及びインターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

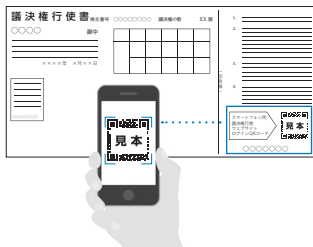
また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

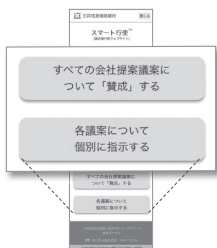
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

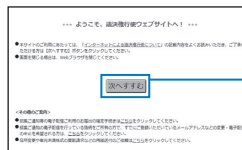
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

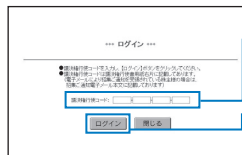
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

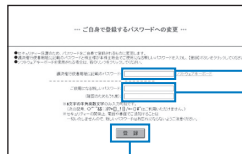
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（5名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。これに伴い経営体制の一層の強化を図るため、1名増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当等	
1	にしむら ひろし 西村 浩	代表取締役	再任
2	やまのうち まさとし 山之内 督宗	取締役管理部長	再任
3	もりもと こうじ 森本 耕司	環境・エネルギー事業部長 株式会社ジー・スリーファクトリー代表取締役社長	新任
4	やまもと ひでき 山元 秀樹		再任
5	まつなが やすひろ 松永 泰裕	社外取締役	再任 社外 独立
6	まつだ かおり 松田 華織		新任

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	にしむら ひろし 西村 浩 (1962年8月23日生)	1987年4月 ショーワテック株式会社 入社 1987年10月 伸和工業株式会社 代表取締役 2014年8月 伸和ホールディングス株式会社 代表取締役 2020年6月 株式会社ミライノバート 取締役再生可能エネルギー事業本部長 2020年9月 株式会社FRP-WP 取締役 2020年10月 株式会社日本エネライズ 代表取締役 2021年3月 伸和工業株式会社 取締役 2022年11月 当社 代表取締役(現任)	1,660,000株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、環境エネルギー事業における、豊富な経験と人脈、高度な知識を有しており、主に事業部門を管掌する代表取締役として、当社グループ全体の業務執行及び事業構築の推進を担っております。既存事業の推進と、新規事業創出、経営に関する高い実効性と監督能力により、当社グループ全体の企業価値のさらなる向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。			
2	やまのうち まさとし 山之内 督 宗 (1975年8月15日生)	1999年4月 ブックオフコーポレーション株式会社 入社 2004年11月 株式会社横尾材木店 入社 2006年6月 日本省力機械株式会社 入社 2013年6月 M I S A W A - H A B I T A 株式会社(現HABITA-CRAFT株式会社) 入社 2013年9月 同社 取締役 2016年3月 株式会社山之内ゴウシャ 入社 経営企画室長 2020年11月 株式会社アーク・システム 入社 2022年5月 当社 入社 2022年11月 当社 取締役管理部長(現任)	一株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、管理部における豊富な業務経験と広範な知見を有しており、管理部管掌取締役として、特設注意市場銘柄の指定解除に係る改善計画の実施、コーポレートガバナンス体制強化対応業務等に取り組んでおります。引き続き、当社グループ全体の業務執行体制及び内部管理体制構築の推進と、新規事業創出のサポートを担うことが期待されるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	もりもと こうじ 森本 耕司 (1966年10月2日生)	1985年4月 川端建設株式会社 入社 1989年9月 高橋開発株式会社 入社 1990年6月 有限会社円建設 入社 2000年4月 株式会社サタ建工 入社 2004年10月 株式会社アイビイシイ 入社 2008年6月 旭技建株式会社 入社 2013年6月 株式会社アクシス 入社 2014年10月 伸和工業株式会社 入社 2019年10月 同社 取締役 2020年12月 株式会社日本エネライズ 取締役 2023年1月 当社入社 再生可能エネルギー事業部長(現 環境・エネルギー事業部 現任) 2023年1月 株式会社ジー・スリーファクトリー代表取締役社長(現任)	一株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、再生可能エネルギー事業における豊富な業務経験と専門的な知見を有しており、環境・エネルギー事業部長として太陽光発電所の取得、新規エネルギー事業の推進のほか、子会社の代表取締役社長として新製品開発、販路拡大を担っております。既存事業における監督と執行及び新規事業構築の推進役としての役割が期待されるため、新たに取締役候補者として選任をお願いするものです。			
4	やまもと ひでき 山元 秀樹 (1953年7月11日生)	1996年2月 株式会社ネクサス 入社 財務部長 2000年9月 同社 常務取締役 経営戦略本部 財務統括 経営企画 公開準備室担当 2003年6月 同社 取締役常務執行役員兼財務最高責任者 2005年6月 SBIリアルマーケティング株式会社 代表取締役 2007年9月 株式会社オーバービュー 代表取締役(現任) 2012年7月 株式会社ジェヌインR&D 取締役(現任) 2012年7月 カンサイ建装工業株式会社 監査役(現任) 2016年2月 オーバービューコンサルティング株式会社 代表取締役 2017年3月 Nexus Bank株式会社 取締役 2022年11月 当社 取締役(現任)	一株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、上場会社の管理部門における豊富な業務経験と経営経験及び太陽光ビジネス及び蓄電池ビジネス等における専門的な知見を有しており、財務・新規事業担当として、財務面、経営管理に対する助言や、事業構築のサポートを担っております。専門の見地からの提言と新規事業に関する推進役としての役割が期待されるため、引き続き、取締役候補者として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	<p>まつなが やすひろ 松永 泰裕 (1972年12月19日生)</p>	<p>1995年4月 東京国税局 入局 2000年7月 東京国税局 査察部 2005年7月 証券取引等監視委員会 特別調査課 2008年7月 東京国税局 査察部 2017年6月 税理士登録 2019年7月 税理士法人けやき 社員税理士 2020年6月 合同会社ビズサポート 代表社員 (現任) 2022年11月 当社 社外取締役 (現任) 2023年7月 松永泰裕税理士事務所 代表 (現任)</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、東京国税局及び証券取引等監視委員会(特別調査課)における豊富な経験と、税理士として高度な知見を有しており、取締役会及び経営会議に出席し、上程された議案に対し、社外取締役としての客観的・中立的な立場から、専門的見地に立った助言を行うなど、当社の経営状況を客観的に判断し適切に監督しております。当社のガバナンス体制の強化に貢献すること及び適切な助言と提言が期待されるため、引き続き、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>	<p>一株</p>
6	<p>まつだ かおり 松田 華織 (1978年6月18日生)</p>	<p>2005年6月 野村企業諮詢(上海)有限公司 入社 2011年7月 復星集団 入社 2015年3月 同社 東京執行首席代表 2015年7月 復星マネジメント・ジャパン会社 代表取締役 2015年9月 株式会社イデラキャピタルマネジメント 社外取締役 2019年6月 上海金晨碧雲投資管理有限公司 顧問 (現任) 2020年9月 株式会社not 取締役 (現任) 2021年10月 株式会社ジェクシード 社外取締役 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 同氏は、日本及び中国において上場企業をはじめとした複数の会社での要職を歴任しており、投資関連業務及びビジネスに関して、豊富な経験と幅広い知見を有しております。新規事業の創出にあたってのグローバルな視点と、新たなチャンネルを切り拓く役割が期待できるため、新たに取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>	<p>一株</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松永泰裕氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役候補者松永泰裕氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、社外取締役候補者松永泰裕氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 松永泰裕氏の社外取締役としての就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社が保険料の全額を負担し締結しております。当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）、執行役員及び管理職従業員を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金及び争訟費用等を填補いたします。2023年10月に現契約が満了し、同様の内容で更新しております（次回更新時においても、同内容での更新を予定しております）。各候補者の選任が承認され取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
7. 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の決定にあたっての方針と手続
- 当社は、社会の基盤作りを担う責任ある企業として、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の監督と執行の分離を進め、外部の視点を含めた健全性・透明性の高い監督の実現と、業務執行の効率性・機動性の向上を目指しております。
- この実現に向け、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）として、当社の業務執行に関する豊富な経験と経営者としての視点を持ちつつ、当社経営の根幹に携わる人物を提案しております。
- 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の指名にあたっては、独立役員である社外取締役監査等委員を中心とした指名委員会（ただし、会社法第2条第12号に定める指名委員会とは異なる当社任意機関の通称として用いております）により候補者を指名し、取締役会で決定しております。
- 指名委員会は、慎重な審議・検討を行いました結果、すべての候補者は適任であると判断し指名しております。

ご参考

本定時株主総会終了後の取締役スキル・マトリックス (予定)

	氏名	地位、担当等 (予定)	特に期待する知見・経験						
			企業経営	ガバナンス	営業・マーケティング	財務	IT・デジタル・テクノロジー	法務・リスクマネジメント	環境エネルギー
社内	西村 浩	代表取締役	●	●	●	●	●		●
	山之内 督宗	取締役管理部長		●	●	●		●	
	森本 耕司	取締役環境・エネルギー事業部長 株式会社ジー・スリーファクトリー代表取締役社長		●	●				●
	山元 秀樹	取締役	●	●		●			●
	松田 華織	取締役		●	●		●	●	
社外	松永 泰裕	独立社外取締役		●		●		●	
	橋本 真樹夫	独立社外取締役 (監査等委員)		●	●	●		●	
	川崎 修一	独立社外取締役 (監査等委員)		●				●	
	横山 友之	独立社外取締役 (監査等委員)		●		●	●	●	

以上

事業報告

(2022年9月1日から)
(2023年8月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当社の株式は、2022年4月より株式会社東京証券取引所に特設注意市場銘柄に指定されておりましたが、再発防止に向けた改善施策を計画どおりに実施し、内部管理体制等の改善に向けた取り組みを進めたことにより、当社の内部管理体制等に問題があると認められないため、2023年5月20日付けで特設注意市場銘柄の指定が解除されました。今後も役職員が一丸となって、改善計画を継続して実施し、当社のコンプライアンス・内部管理体制の状況を評価すること、また、さらなる改善・強化に向けた取り組みを継続してまいります。なお、改善計画の継続・実施状況については、指定解除より一年後を目途に公表を行う予定です。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の抑制が段階的に緩和されたことに伴い、緩やかに景気回復の兆しが見られたものの、世界的な半導体不足やロシアによるウクライナ侵攻に伴う資源価格の高騰に急激な円安の進行が重なるなど、先行きの不確実性は依然として払拭しきれない状況で推移いたしました。

このような状況下において、当社グループが主要事業とする再生可能エネルギー業界では、政府が主導する2050年カーボンニュートラルの達成に向け、その導入促進に対する政府の姿勢を背景に、脱炭素化に向けた官民一体の取り組みを推進しております。政府は、2050年までに再生可能エネルギー由来の電源比率を全体の50%～60%まで高めることを目標として掲げ、2030年度時点の電源構成においても、再生可能エネルギー由来の電源比率を大幅に引き上げております。また、従来の固定価格買取制度（F I T制度）に加え、2022年度から従来のF I T制度に替わるFeed-in Premium制度（F I P制度）が導入され、一定のプレミアムを受けた買い取りも開始されております。しかしながら、2021年時点においてわが国の再生エネルギー構成は2割程度に留まっており、今後、国内では地方自治体や民間企業を始めとした幅広いセクターにおいて、脱炭素化に向けた再生可能エネルギーへの投資環境は大幅な拡大余地が存在します。このように、再生可能エネルギーの導入促進に対する政府の姿勢と需要、官民一体の取組が相まって、今後も国内の再生可能エネルギー市場は順調かつ堅調に拡大していくものと期待されております。

このような事業環境のもと、当社グループは事業を通じて社会の様々な課題を解決し、企業として堅実な利益を生み出しながら、「ヒトとヒトとの繋がりを大事にし、志を持ち、人生に

彩を。」を柱に、「つながりで人をゆたかに。社会をもっと活性化し続ける。」「世界を取り巻く社会・環境問題の解決と社会貢献を目指して。」というスローガンのもと、再生可能エネルギー事業を始めとする各種事業を展開しております。

当連結会計年度において展開した各事業の具体的な取組みは以下のとおりです。

- (i) 稼働中の太陽光発電所の仕入販売
- (ii) 太陽光発電所の運営による売電
- (iii) 太陽電池モジュール等の発電関連商材の仕入販売
- (iv) 太陽光発電所及び小水力発電所の運営管理業務の受託
- (v) 非常用ガスエンジン発電機及びマグネシウム電池の開発
- (vi) 健康食品及び基礎化粧品 of 仕入販売
- (vii) 感染予防のための消毒用噴霧器のOEM供給

当社グループは、事業を通じてヒトと社会の持続的な豊かさと幸福に貢献するため、今後もこれらの事業の継続的な評価を続け、推進発展させると同時に、新たな事業領域の開拓にも果敢にチャレンジし、収益基盤の一層の強化に向けて注力してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,187百万円（前期比38.4%減）となりました。その主な内容は次のとおりです。まず、再生可能エネルギー事業部門において、太陽光発電所の関連商材である太陽電池モジュールの販売を行ったこと、また、保有する太陽光発電所において売電収入を計上したこと、さらに、太陽光発電所及び小水力発電所向け運営管理業務に関わる受託収入を計上したことなどです。これらに加えて、サステナブル事業分野においては、2021年3月に開始した健康食品及び基礎化粧品等の仕入販売事業が、計画に対して売上の低迷が続いていたものの、各種商品販売に関わる売上を計上いたしました。

損益の状況については、太陽電池モジュールを一定の利益を確保して売却したことや、保有している4物件の太陽光発電所から高いFIT単価による安定的な売電収入を計上しておりますが、一方で、当初計画していた太陽光発電所の販売が翌期に繰越しとなったこと、サステナブル事業における健康食品及び基礎化粧品等の販売事業が単価において高い利益率を維持したものの販売数量の減少により減益したことや、特設注意市場銘柄の解除のための対応、人材確保により販売費及び一般管理費が増加したこと等から、営業損失は255百万円（前期は営業利益37百万円）、経常損失は269百万円（前期は経常利益38百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は488百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失452百万円）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント毎の経営成績は以下のとおりです。

（再生可能エネルギー事業）

再生可能エネルギー事業は、主に当社及び株式会社エコ・テクノサービスにおいて展開しておりますが、株式会社エコ・テクノサービスは期中売却しており、当連結会計年度より連結範囲から除外しております。当連結会計年度におきましては、当社グループが保有する太陽光発電所の売電事業に加え、宮城県で展開する大規模メガソーラー発電所開発事業者向けに太陽電池モジュールの販売取引を行いました。また、発電所のオペレーション&メンテナンス事業においては、太陽光発電所及び小水力発電所の運営管理事業を展開し、年度契約の運営管理業務に加え、スポットベースでの修理点検業務や除草業務等の受注獲得を行いました。一方で、販売用不動産である太陽光発電所の3物件の販売が翌期に繰越になりました。これらの活動の結果、売上高は882百万円（前期比35.1%減）、セグメント利益（営業利益）は10百万円（前期比88.4%減）となりました。

（新規エネルギー事業）

新規エネルギー事業は、当社にて展開しております。当連結会計年度におきましては、主に非常用ガス発電機やマグネシウム電池等の商品化に向けた開発活動及び新規事業化に向けた技術シーズの探索を行いました。当事業は当連結会計年度においても依然として、費用が先行したことから、売上高は0百万円（前期は売上高0百万円）、セグメント損失（営業損失）は13百万円（前期はセグメント損失31百万円）となりました。

(サステナブル事業)

サステナブル事業は、当社及び株式会社ジー・スリーファクトリーにて展開しております。株式会社ジー・スリーファクトリーにおいては、健康食品及び基礎化粧品等の仕入販売事業を展開しております。また、当社においては感染予防のための消毒用噴霧器のOEM供給事業を展開しております。

当連結会計年度におきましては、計画に対して販売数量が低迷し、新規製品の開発遅延、事業の再構築の遅れが生じ、これらの結果、売上高は304百万円（前期比46.1%減）、セグメント利益（営業利益）は84百万円（前期比64.8%減）と大幅な減収減益になりました。

(2) 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつと位置付けており、将来の事業展開と経営成績及び財務状態等を勘案しながら配当を実施することを基本方針としております。

しかしながら、2023年8月期の配当につきましては、2023年9月6日付け「特別損失の計上及び通期連結業績予想の修正並びに配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」にて公表のとおり、①当社子会社である株式会社ジー・スリーファクトリーの業績低迷により、同社が計上するのれんについて多額の減損損失を計上したこと、②当社グループの主要事業である再生可能エネルギー事業における太陽光発電所のセカンダリー販売において、当初予定していた2023年8月期中の売却が間に合わなかったことから、業績予想を大きく下回る結果となったため、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、可能な限り早期に復配できるよう努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は138百万円で、その主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に取得した主要設備

セグメントの名称	設備の内容	投資額
再生可能エネルギー事業	和歌山県岩出市太陽光発電所	126百万円

②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

特記すべき事項はありません。

③当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

特記すべき事項はありません。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2023年2月27日付で連結子会社であり再生可能エネルギー事業のうち太陽光発電所及び小水力発電所のオペレーション&メンテナンスを行っておりました株式会社エコ・テクノサービス（当社100%子会社）の全株式を譲渡する契約を締結し、2023年3月1日付で譲渡いたしました。これに伴い、株式会社エコ・テクノサービスを当連結会計年度より、当社の連結範囲から除外しております。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

区 分	第10期 (2020年8月期)	第11期 (2021年8月期)	第12期 (2022年8月期)	第13期 (当連結会計年度) (2023年8月期)
売上高 (千円)	5,470,056	3,309,524	1,926,617	1,187,284
経常利益 又は経常損失(△) (千円)	816,331	168,917	38,367	△269,767
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主 に帰属する当期純損失(△) (千円)	824,997	35,052	△452,894	△488,081
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	52.37	2.08	△26.89	△28.98
総資産 (千円)	4,543,365	3,763,066	2,932,926	2,140,107
純資産 (千円)	2,443,521	2,473,935	2,020,379	1,531,865
1株当たり純資産額 (円)	144.96	146.86	119.95	90.96

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第12期において、過年度における不適切な会計処理の事実が判明したため、第10期の数値につきましては、過年度の決算訂正を反映した数値であります。
3. 第12期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第12期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジー・スリーファクトリー	10,000千円	100.0%	サステナブル事業

- (注) 2023年3月1日付で株式会社エコ・テクノサービスの全株式を譲渡したため、重要な子会社から除外いたしました。

4. 対処すべき課題

当社グループでは、他社との差別化を図り、持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、以下の課題について積極的に取り組んでまいります。

(1)事業ポートフォリオの拡大について

当社グループの事業の中核である再生可能エネルギー事業分野において、固定価格買取制度（F I T制度）の段階的な見直しに伴う未稼働太陽光発電所案件の減少により、物件価格の高騰が進んでおり、物件の確保や利幅の維持が難しくなる懸念があります。F I T案件の減少に伴い、F I Tを利用しない（Non-F I T）事業モデルの開発が盛んに行われており、その中で、第三者が太陽光発電所を所有することにより初期投資を抑えるP P A（Power Purchase Agreement）モデル等が注目されております。当社グループにおきましても、これまで蓄積した再生可能エネルギー事業のノウハウやネットワークを活用し、新たな発電商材や発電設備導入モデルのビジネス化の検討及び新たなモデルに対応するメンテナンス等のサービス展開について検討を進めております。当社グループを取り巻く事業環境を注視しつつ、収益基盤の強化に向け、エネルギー事業領域における新展開の検討やシーズの探索、さらに、新たな事業領域及び海外での事業展開へ進出するための投資を行い事業ポートフォリオの拡大に努めてまいります。

(2)業務提携や資金調達力、資金調達等の経営戦略について

当社グループの売上・利益の一層の拡大及び経営基盤の安定を図る上で、ビジネスネットワークの構築と拡大及び資金調達力の向上は必要不可欠です。その為にも、当社グループ事業とのシナジーが期待できる優良事業を持つ企業との連携を積極的に推進してまいります。また、当社グループが安定的に成長していく過程において、太陽光発電所等の取得及び新規エネルギー事業及びサステナブル事業における研究開発及び海外での事業展開のために相応の資金が必要であり、今後も資金調達の強化と調達方法の多様化に取り組んでまいります。

(3)人的資産の強化

当社グループは、営業担当、企画担当を中心とする人的資産の強化が必要であると考えております。その為には社内外の人材の活用を行い、かつ、従業員が働きやすい魅力ある職場、環境づくりが重要であると考えております。

(4)内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社は、過去に複数の不適切な会計処理の発生及び売上計上時期の適正性が認められない会計処理が発生した事態を受けて、2022年3月16日付けで公表した再発防止策並びに2022年5月20日付けで公表した改善計画・状況報告書の内容に従って、適切な内部管理体制の構築と運営を進めております。さらに、当社のコンプライアンス及びガバナンス体制を強化するため新たに設置されたコンプライアンス委員会による監視のもと、再発防止策を継続して実施する体制を維持することが必要不可欠であると認識し、役職員が一丸となって取り組んでおります。これらの改善に対する取り組みに、東京証券取引所から一定の評価をされ内部管理体制等に問題がないと認められないため、2023年5月20日付にて、特設注意市場銘柄の指定が解除されました。ただし、引き続き、これらの施策を着実に実行すると共に、適正な内部統制の整備及び運用の一層の強化に向けて真摯に取り組み、内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることが今後も極めて重要であると考えております。

5. 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

事業区分	事業内容	会社名
再生可能エネルギー事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売用未稼働太陽光発電所の仕入販売 ・ 販売用太陽光発電所の仕入販売 ・ 太陽光発電事業者向け発電商材の仕入販売 ・ 固定資産としての太陽光発電所の取得と稼働による売電 ・ 太陽光発電所のオペレーション&メンテナンスと新規案件の受託 	株式会社ジー・スリーホールディングス 合同会社エコ・グリーン1号 その他 2社
新規エネルギー事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ LPガス及び都市ガスエンジン搭載非常用発電機の開発販売 ・ 災害時非常用マグネシウム電池開発販売 	株式会社ジー・スリーホールディングス
サステナブル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染予防のための消毒機器OEM供給 ・ 基礎化粧品及び健康食品の仕入販売 	株式会社ジー・スリーホールディングス 株式会社ジー・スリーファクトリー

6. 主要な事業所 (2023年8月31日現在)

当 社	本社：東京都品川区
株式会社ジー・スリーファクトリー	本社：東京都品川区

7. 使用人の状況 (2023年8月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
再生可能エネルギー事業	1名 (-)	4名減 (-)
新規エネルギー事業	3名 (-)	5名減 (-)
サステナブル事業	-名 (-)	-名 (-)
全社 (共通)	9名 (-)	2名増 (-)
合計	13名 (-)	7名減 (-)

- (注) 1.使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、当連結会計年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。
 2.全社（共通）として記載されている使用人数は、当社の使用人数であります。
 3.サステナブル事業は、新規エネルギー事業が兼任しているため、新規エネルギー事業に含めて表示しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
13名	3名減	47.4歳	2.5年

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。

8. 主要な借入先の状況 (2023年8月31日現在)

借入先	借入額
芝信用金庫	44,581千円
さわやか信用金庫	27,440
城南信用金庫	19,990

- (注) 上記のほか、当社は資金調達の手法として、借入と実質的に同効果であるという判断において、リコーリース株式会社と割賦販売契約を締結しており、当連結会計年度末において、長期設備関係未払金（設備関係未払金を含む）448,105千円を計上しております。

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の現況

1. 株式の状況 (2023年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,860,720株 (自己株式1,019,071株を含む)
- (3) 株主数 12,113名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
西村浩	1,660,000株	9.86%
オーエスシーエンジニアリング株式会社	725,000	4.30
楽天証券株式会社	699,700	4.15
株式会社SBYデジタルプロダクツ	550,000	3.27
株式会社ふぉー優	520,000	3.09
関一	328,900	1.95
株式会社SBI証券	318,000	1.89
株式会社オーバービュー	282,500	1.68
井村誉志雄	228,600	1.36
渡部雅史	184,000	1.09

- (注) 1. 当社は自己株式を1,019,071株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況 (2023年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	笠原弘和	全社統括
代表取締役	西村浩	事業部門 管掌
取締役	山之内 督宗	管理部 管掌 (管理部長)
取締役	山元 秀樹	株式会社オーバービュー 代表取締役
取締役	松永 泰裕	合同会社ビズサポート 代表社員 松永泰裕税理士事務所 代表
取締役 (監査等委員)	川崎 修一	当社コンプライアンス担当役員 愛知大学大学院法務研究科 教授 弁護士法人久屋総合法律事務所 代表弁護士 株式会社AVANTIA 社外監査役 株式会社CCT 代表取締役
取締役 (監査等委員)	横山 友之	横山経営会計事務所 代表 光ビジネスフォーム株式会社 社外取締役 一般社団法人立飛教育文化振興会 理事長 一般社団法人オークネット財団 評議員 太洋物産株式会社 社外取締役 TRIBAWL株式会社 社外取締役 株式会社BlueSeed 代表取締役
取締役 (常勤監査等委員)	橋本 真樹夫	DHD株式会社 代表取締役 株式会社宏和 代表取締役

- (注) 1. 取締役松永泰裕氏及び取締役 (監査等委員) 川崎修一氏、横山友之氏、橋本真樹夫氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 川崎修一氏、横山友之氏は、以下のとおり、財務及び会計、法律知識に関する相当程度の知見を有しております。
- ・川崎修一氏は、弁護士の資格を有しております。
 - ・横山友之氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 当事業年度の取締役の異動は、以下のとおりであります。
- ・笠原弘和氏は、2023年2月7日付けで株式会社ジー・スリーファクトリーの代表取締役及び2023年3月1日付けで株式会社エコ・テクノサービスの代表取締役を辞任しております。
4. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と松永泰裕氏、川崎修一氏、横山友之氏、橋本真樹夫氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機

能を強化するために、橋本真樹夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。

7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害賠償額が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反などの場合には填補の対象としないこととしております。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年10月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成している。

b. 基本報酬（金銭報酬）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映して総合的に決定する。

c. 業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

該当事項なし。

d. 非金銭報酬等に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与する

ため、非金銭報酬として譲渡制限付株式を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定する。

e. 金銭報酬及び非金銭報酬等の割合の決定に関する方針

取締役報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連業種・業態の報酬水準を踏まえ、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最適な支給割合となることを方針とする。

f. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

金銭報酬の支給時期等については、決定された報酬額は年俸とし、その支給時期は株主総会において選任された日の翌月から任期満了の月まで、12カ月にわたって定期同額で月額報酬として支給する。一方、非金銭報酬の支給時期等については、取締役会の決定によるものとする。

g. 決定の全部又は一部の第三者への委任に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で承認された報酬等の総額の範囲内において、当社の任意組織である指名委員会にて審議した上で決定し、その結果内容について取締役会に通知するものとする。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

a. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第6期定時株主総会決議において、金銭による報酬並びに株式報酬等の金銭でない報酬とを合わせて、年額450,000千円以内(うち、社外取締役75,000千円以内)と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、4名(うち社外取締役は1名)です。

b. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第6期定時株主総会決議において、金銭による報酬並びに株式報酬等の金銭でない報酬とを合わせて、年額150,000千円以内(うち、社外取締役75,000千円以内)と決議しております。

当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち社外取締役は3名)です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） ＜うち社外取締役＞	58,300 (2,500)	58,300 (2,500)	—	—	8 (1)
取締役（監査等委員） ＜うち社外取締役＞	19,300 (19,300)	19,300 (19,300)	—	—	4 (4)
合計 ＜うち社外取締役＞	77,600 (21,800)	77,600 (21,800)	—	—	12 (5)

(注) 上記には、2022年11月25日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名と監査等委員である取締役1名を含めております。

④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役松永泰裕氏は、松永泰裕税理士事務所代表及び合同会社ビズサポート代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）川崎修一氏は、弁護士法人久屋総合法律事務所代表弁護士、愛知大学大学院法務研究科教授、株式会社AVANTIA社外監査役及び株式会社CC代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）横山友之氏は、横山経営会計事務所代表、光ビジネスフォーム株式会社社外取締役、一般社団法人立飛教育文化振興会理事長、一般社団法人オークネット財団評議員、太洋物産株式会社社外取締役、TRIBAWL株式会社社外取締役及び株式会社BlueSeed代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）橋本真樹夫氏は、DHD株式会社代表取締役及び株式会社宏和代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った役割の概要
取締役 松 永 泰 裕	<p>松永泰裕氏は、税理士資格を有する社外取締役として、ガバナンス強化を踏まえた当社の管理・監督及び取締役会における積極的な発言等により、期待された役割を果たしております。なお、当社と松永泰裕氏との間には、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他利害関係はありません。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会20回のうち、就任後に開催された15回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>

	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った役割の概要
取締役 (監査等委員) 川 崎 修 一	<p>川崎修一氏は、当社グループの業務は多種多様に亘るものであるところ、弁護士資格を有し、他の上場会社の監査役を務める同氏の専門的知識及び経験は、当社グループのガバナンス強化、再発防止策の実施の管理・監督及び企業価値向上に必要不可欠であり、ガバナンス強化を踏まえた当社の再発防止策の実施の管理・監督及び積極的な取締役会における的確な発言等の期待される役割を果たしております。なお、当社と川崎修一氏との間には、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他利害関係はありません。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに、また、監査等委員会19回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
取締役 (監査等委員) 横 山 友 之	<p>横山友之氏は、公認会計士資格を有し、他の上場会社の社外取締役を務め、東京証券取引所に上場する法人の第三者委員会の委員を歴任した経験は、当社グループのガバナンス強化、再発防止策の実施の管理・監督及び適確な意思決定の実効性向上に必要不可欠であり、ガバナンス強化を踏まえた当社の再発防止策の実施の管理・監督及び積極的な取締役会における的確な発言等の期待される役割を果たしております。なお、当社と横山友之氏の間には、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他利害関係はありません。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに、また、監査等委員会19回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
取締役 (監査等委員) 橋 本 真 樹 夫	<p>橋本真樹夫氏は、証券会社における長年の経験を有し、常勤監査等委員としてガバナンス強化を踏まえた適確なリスクの把握とモニタリング、当社の管理・監督及び取締役会における積極的な発言等により、期待される役割を果たしております。なお、当社と橋本真樹夫氏の間には、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他利害関係はありません。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会20回のうち、就任後に開催された15回すべて、監査等委員会19回のうち、就任後に開催された15回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>

3. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人アリア

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検討を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、適正かつ健全な企業活動を行う。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
- ② 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、当社並びに子会社の取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、当社並びに子会社の取締役の業務執行を監督する。
- ③ 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は、法令、定款及び定められた社内規程に従い業務を執行する。
- ④ 当社並びに子会社の取締役及び使用人による業務執行が、法令、定款及び定められた社内規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査等委員会による監査を実施する。
- ⑤ 監査等委員会直轄の内部監査室を設置し、当社並びに子会社各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を監査等委員会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報についても、社外監査等委員及び内部監査室長を窓口として定め、適切に対応する。
- ⑥ コンプライアンスの状況は、コンプライアンス委員会において第三者的な目線から監視するとともに、当社並びに子会社各部門の責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

(2) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び文書管理規程、職務権限規程等に基づき、適切に保存及び管理する。
- ② 当社並びに子会社の取締役及び監査等委員会は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、当社並びに子会社のコンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- ② リスク情報等については、当社並びに子会社各部門の責任者より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は管理部が行うものとする。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ④ 内部監査室は、当社並びに子会社各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を監査等委員会に報告するものとし、定期的にはリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、当社並びに子会社における執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る。
- ② 当社並びに子会社の取締役の職務執行が、効率的に行われていることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定並びに業務執行の監督等を行う。当社並びに子会社各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- ③ 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行が適正かつ効率的な運営に資することを確認するために、定例の会議を開催して経営数値その他の重要な情報について定期的な経営報告を義務付け、必要に応じて当社の取締役が助言と指導を行う。

(5) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の経営について、重要な事項については事前に協議し、経営内容を的確に把握するために、報告事項を定め定期的に報告を求める。
- ② 子会社における経営上の重要事項については、当社取締役会で協議し承認する。また、グ

ループ全体での会議を定期的で開催して、子会社の業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応、リスク管理等についての意見交換や情報交換を行う。

- ③ 子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等は、管理部が統括管理し、全体のリスク管理について定める規程を策定し、その規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求める。
 - ④ 子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また監査については、監査等委員会及び内部監査室が監査規程に基づき実施する。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき組織として、監査等委員会直属の内部監査室を設置し、内部監査室員の選任、評価等については、業務執行取締役からの独立性を確保するため、監査等委員会の同意を得るものとする。
 - ② 内部監査室員は監査等委員会の指揮命令に従い、取締役、部門責任者の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 当社並びに子会社の取締役及び使用人が、当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の監査等委員に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (8) 内部通報を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び子会社は、内部通報について、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、通報者を保護することとする。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対して、会社法第399条の2第4

項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に基づき、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお、監査等委員は、当該費用の支出に当たってはその効率性及び適正性に留意するものとする。

(10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に則り、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は説明を求められた場合には、監査等委員会に対して詳細に説明することとする。
- ② 監査等委員は、内部監査室、管理部と連携を図るとともに、代表取締役及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認するものとする。
- ③ 監査等委員会の職務を補助すべき組織として、監査等委員会直属の内部監査室を設置する。内部監査室は、監査業務のほか、監査等委員会の事務局としてそのサポートを行うものとし、監査等委員会の監査の実効性を確保する。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。
- ② 当社並びに子会社は、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- ③ 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するために、管理部を中心に、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役に報告する。
- ④ 当社並びに子会社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化するとともに取引規約に暴力団排除条項を導入する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

- ② 管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、当社並びに子会社の役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- (1) 当事業年度においては、取締役会を20回開催し、経営の重要事項について審議・決定し、取締役の職務執行について報告を受けました。取締役会には監査等委員が出席し業務執行取締役の職務執行の状況を監査しております。
- (2) コンプライアンス体制につきましては、各部門が部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努めるほか、コンプライアンス委員会が第三者的な目線から監視しております。当事業年度において、コンプライアンス委員会は15回開催され、当社が実施しているコーポレート・ガバナンス強化の進捗及び実効性を監督しております。
- (3) 内部監査につきましては、監査等委員会の直轄である内部監査室が、内部監査計画に基づき当社の各部門、子会社の業務執行及びコンプライアンス遵守の状況等について独立の立場から内部監査を実施し、その結果を監査等委員会、取締役会及びコンプライアンス委員会に報告しております。
- (4) 当事業年度は、監査等委員会を19回開催し、取締役会議案の事前審議、内部監査室の監査結果の報告聴取、その他情報共有を行い監査方針等について協議を行いました。また、監査等委員会は監査計画に基づき、代表取締役を含む取締役との面談の実施、会計監査人や内部監査室との方法共有や意見交換を行いました。監査等委員会の職務が円滑に遂行されるよう、内部監査室が監査等委員会の事務を補助しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、現時点では買収防衛策の導入決定には至っておりません。

連結貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,871,335	流動負債	122,089
現金及び預金	225,705	買掛金	7,116
売掛金	46,944	一年内返済予定の長期借入金	38,733
商品	27,976	未払金	6,673
販売用不動産	1,437,008	前受金	110
未収還付法人税等	12,018	未払法人税等	8,117
未収消費税等	109,132	設備関係未払金	34,884
その他	13,439	賞与引当金	5,800
貸倒引当金	△889	その他	20,654
固定資産	268,772	固定負債	486,152
有形固定資産	205,586	長期借入金	53,278
建物	24,331	長期設備関係未払金	413,221
工具、器具及び備品	3,744	長期前受収益	5,920
機械装置及び運搬具	112,915	資産除去債務	11,559
土地	64,595	関係会社事業損失引当金	72
無形固定資産	26,952	その他	2,100
のれん	26,535	負債合計	608,241
その他	417	(純資産の部)	
投資その他の資産	36,233	株主資本	1,531,865
出資金	250	資本金	1,062,957
敷金及び保証金	35,983	資本剰余金	672,222
資産合計	2,140,107	利益剰余金	24,011
		自己株式	△227,325
		純資産合計	1,531,865
		負債純資産合計	2,140,107

連結損益計算書

(2022年9月1日から)
(2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,187,284
売上原価	938,118
販売費及び一般管理費	249,166
営業外収益	504,743
営業外損失	255,577
受取利息	12
償却債権取立益	270
還付加算金	216
未払配当金除斥益	710
その他	97
営業外費用	1,306
支払利息	15,374
支払手数料	120
その他	2
経常損失	15,496
特別利益	269,767
関係会社株式売却益	29,252
特別損失	29,252
固定資産売却損	104
是正工事費用	1,470
減損損	237,178
税金等調整前当期純損失	238,752
法人税、住民税及び事業税	479,268
法人税等調整額	1,306
当期純損失	7,507
8,813	8,813
親会社株主に帰属する当期純損失	488,081
	488,081

連結株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,062,957	672,222	512,093	△226,894	2,020,379
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△488,081		△488,081
自 己 株 式 の 取 得				△431	△431
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△488,081	△431	△488,513
当 期 末 残 高	1,062,957	672,222	24,011	△227,325	1,531,865

	純資産合計
当 期 首 残 高	2,020,379
当 期 変 動 額	
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	△488,081
自 己 株 式 の 取 得	△431
当 期 変 動 額 合 計	△488,513
当 期 末 残 高	1,531,865

貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,891,381	流動負債	106,094
現金及び預金	202,953	買掛金	7,116
売掛金	24,991	一年内返済予定の長期借入金	38,733
販売用不動産	1,437,008	未払金	5,945
未収入金	7,016	設備関係未払金	34,884
前払費用	12,446	未払費用	2,418
一年内回収予定の関係会社長期貸付金	120,000	未払法人税等	7,867
未収消費税等	103,140	前受収益	1,423
その他	975	賞与引当金	5,800
貸倒引当金	△17,150	その他	1,905
固定資産	231,594	固定負債	486,152
有形固定資産	205,586	長期借入金	53,278
建物	24,331	長期設備関係未払金	413,221
工具、器具及び備品	3,744	長期前受収益	5,920
機械装置及び運搬具	112,915	資産除去債務	11,559
土地	64,595	関係会社事業損失引当金	72
無形固定資産	417	その他	2,100
商標権	417	負債合計	592,246
投資その他の資産	25,590	(純資産の部)	
出資金	250	株主資本	1,530,728
関係会社出資金	14,357	資本金	1,062,957
関係会社長期貸付金	150,000	資本剰余金	672,222
敷金及び保証金	10,983	資本準備金	272,206
貸倒引当金	△150,000	その他資本剰余金	400,016
資産合計	2,122,975	利益剰余金	22,874
		利益準備金	46,943
		その他利益剰余金	△24,069
		繰越利益剰余金	△24,069
		自己株式	△227,325
		純資産合計	1,530,728
		負債純資産合計	2,122,975

損益計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		976,097
売上原価		836,118
売上総利益		139,979
販売費及び一般管理費		
役員報酬	77,600	
給与手当	72,466	
賞与	2,557	
賞与引当金繰入額	5,800	
退職給付費用	1,119	
支払手数料	119,403	
地代家賃	20,556	
減価償却費	2,571	
租税公課	13,815	
その他	60,439	376,330
営業損失		236,350
営業外収益		
受取利息	6,408	
貸倒引当金戻入額	681	
償却債権取立益	270	
その他	1,802	9,162
営業外費用		
支払利息	15,197	
支払手数料	120	
その他	178	15,496
経常損失		242,684

科 目	金	額
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	35,000	35,000
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	104	
是 正 工 事 費 用	1,470	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	166,260	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	9,999	177,835
税 引 前 当 期 純 損 失		385,519
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	901	
法 人 税 等 調 整 額	△220	681
当 期 純 損 失		386,200

株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備 金	そ の 他 本 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,062,957	272,206	400,016	672,222	46,943	362,131	409,074
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失						△386,200	△386,200
自 己 株 式 の 取 得							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△386,200	△386,200
当 期 末 残 高	1,062,957	272,206	400,016	672,222	46,943	△24,069	22,874

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	△ 226,894	1,917,360	1,917,360
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失		△386,200	△386,200
自 己 株 式 の 取 得	△431	△431	△431
当 期 変 動 額 合 計	△431	△386,632	△386,632
当 期 末 残 高	△227,325	1,530,728	1,530,728

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月25日

株式会社ジー・スリーホールディングス
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂 木 秀 俊
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山 中 康 之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジー・スリーホールディングスの2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・スリーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年10月25日

株式会社ジー・スリーホールディングス
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 業務執行社員 公認会計士 茂 木 秀 俊
代表社員 業務執行社員 公認会計士 山 中 康 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジー・スリーホールディングスの2022年9月1日から2023年8月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した

監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠した監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、本事業年度における当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月26日

株式会社ジー・スリーホールディングス 監査等委員会

監査等委員 川崎修一 ㊟

監査等委員 横山友之 ㊟

常勤監査等委員 橋本真樹夫 ㊟

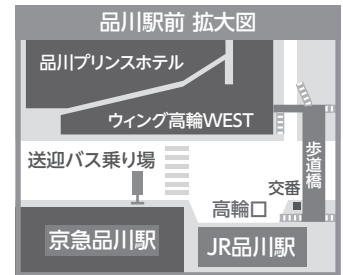
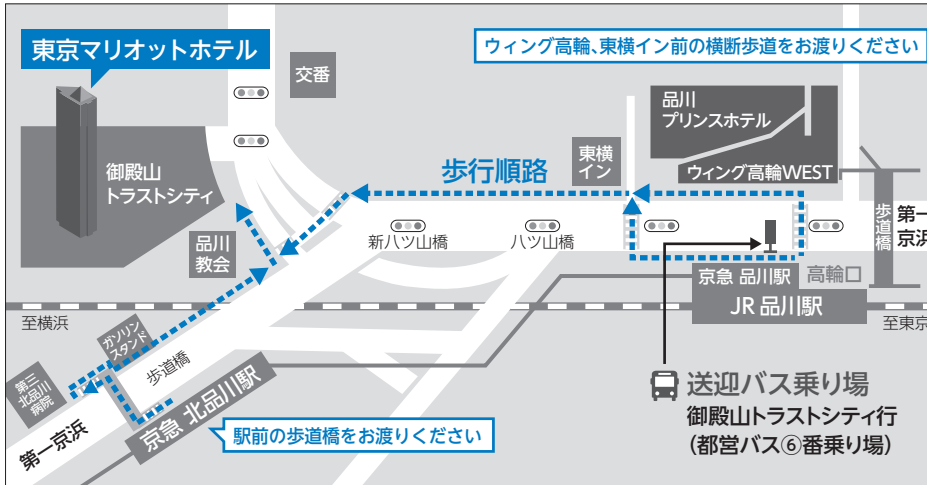
(注) 監査等委員川崎修一、横山友之及び橋本真樹夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区北品川四丁目7番36号
 東京マリオットホテル
 地下1階「アイリス/カメラ」宴会場

交通	電車	J R各線・京浜急行線 品川駅（高輪口）より…徒歩10分 高輪口を出て横断歩道を渡り、左にお進みください。 （五反田方面）新ハツ山橋交差点の横断歩道を渡りホテルまで70m
		京浜急行線 北品川駅より…徒歩3分 改札口すぐの歩道橋を渡り、品川駅方面へお進みください。新ハツ山橋交差点の横断歩道手前を左へホテルまで70m
	バス	J R品川駅高輪口（西口）都営バス⑥番乗り場（無料送迎バス） ※バスは、午前8時～午前10時までの間、約5分から10分間隔で運行されております。 ※バスの乗車場所と降車場所は異なりますので、ご注意願います。



(お願い)

会場近辺の道路は大変混雑することがありますので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。